

東海市告示第 8 1 号

令和 7 年度東海市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

東海市長 花 田 勝 重

令和 7 年度東海市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震による倒壊等の被害を防止するため、木造住宅耐震診断を受けた旧基準木造住宅の耐震改修工事を行う者に対し、市の予算の範囲内で補助金を交付することにより、地震に対する建築物の安全性の向上を図り、もって市民の生命及び財産を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成 1 4 年 7 月 1 日施行）第 2 条第 3 号に規定する木造住宅耐震診断による判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法の一般診断法又は精密診断法による評点

(2) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事をいう。（別表 1 に定めるものに限る。）

(3) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事のうち次号及び第 5 号に掲げる工事に区分して行う工事をいう。

(4) 一段目耐震改修工事 段階的耐震改修工事の 1 期目の工事で、補強計画に基づき、その計画の一部を実施する工事をいう。

(5) 二段目耐震改修工事 段階的耐震改修工事の 2 期目の工事で、補強計画に基

づき、その計画の残りの部分を実施し、その計画を完了させる工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を満たす住宅とする。

- (1) 旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限り、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）をいう。）であること。
- (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する住宅であること。
- (3) 次のいずれかに該当する耐震診断を受けた住宅であること。

ア 本市が実施する無料耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震診断（現地で診断したものに限る。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に営業所等を有する法人であること。
- (2) 補助対象住宅の所有者又は使用者（当該補助対象住宅の所有者が同意した場合に限る。）であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と緊密な関係を有する者でないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる耐震改修工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 次に掲げる要件を満たす耐震改修工事（次号及び第3号の耐震改修工事を除く。）
 - ア 第2条第1号アに規定する判定値が1.0未満又は同号イに規定する評点が80点未満の補助対象住宅に係る耐震改修工事であること。
 - イ 別表1に定める耐震改修工事に要する経費（以下「耐震改修工事費」という。）が5万円以上であること。

ウ 耐震改修工事完了後における当該補助対象住宅の判定値が 1.0 以上となることが見込まれること。

エ 第 2 条第 1 号アに規定する判定値が 1.0 未満の補助対象住宅に係る耐震改修工事にあつては、1.0 未満と診断された階別方向別上部構造評点を当該耐震改修工事前の当該補助対象住宅の判定値に 0.3 を加算した値以上にする工事であること。

(2) 次に掲げる要件を満たす一段目耐震改修工事

ア 第 2 条第 1 号アに規定する判定値が 0.4 以下又は同号イに規定する評点が 40 点以下（一段目の工事で 1 階部分を先行して改修する場合にあつては 1 階の同号アに規定する判定値が 0.7 以下）の補助対象住宅に係る一段目耐震改修工事であること。

イ 段階的耐震改修工事完了後における当該補助対象住宅の判定値を 1.0 以上とする補強計画に基づくものであること。

ウ 一段目耐震改修工事に係る耐震改修工事費が 5 万円以上であること。

エ 一段目耐震改修工事完了後における当該補助対象住宅の判定値が 0.7 以上 1.0 未満（一段目の工事で 1 階部分を先行して改修する場合にあつては、1 階の判定値が 1.0 以上）となることが見込まれること。

(3) 次に掲げる要件を満たす二段目耐震改修工事

ア この要綱又はこの要綱に相当する要綱等（以下「この要綱等」という。）による補助を受けて施行した一段目耐震改修工事を完了した補助対象住宅の二段目耐震改修工事であること。

イ 二段目耐震改修工事に係る耐震改修工事費が 5 万円以上であること。

ウ 二段目耐震改修工事完了後における当該補助対象住宅の判定値が 1.0 以上となることが見込まれること。

2 前項の規定にかかわらず、2 以上の補助対象住宅に係る耐震改修工事（前項各号に規定するものに限る。）がある場合にあつては、いずれか一つの補助対象住宅に係る当該耐震改修工事を補助対象工事とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、令和 7 年度東海市耐震シェルター等整備費補助金交付要綱（令和 7 年東海市告示第 85 号）又はこれに類する要綱により補助金を受けて耐震シェルター等を整備した補助対象住宅に係る耐震改修工事については、

補助対象工事としない。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震改修に係る工事費（増築工事が伴う場合は、既設部分の耐震改修に係る工事費）並びに設計及び工事監理に要する費用とする。

（補助対象工事の完了）

第7条 補助対象工事は、令和8年3月13日までに完了するものでなければならない。

（補助金の額）

第8条 一戸当たり（長屋又は共同住宅の場合は、一棟当たり）の補助金の額は、別表2のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書に市長が必要と認める書類を添付して、令和7年4月15日から令和8年1月15日までの間に市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において補助金の交付額（補助金確定前は内定額とする。）の合計額が予算の範囲を超えたときは、市長は申請を受理しないことができる。

（補助金の変更申請）

第10条 申請者は、前条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（補助金の交付の内定及び通知）

第11条 市長は、前2条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（事業の中止）

第12条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が耐震改修工事を中止しようとする場合は、中止届を市長に提出しなければならない。

（設計完了・工事着手届）

第13条 補助事業者は、補助対象工事の設計を完了したときは、当該補助対象工事

に着手する前に設計完了・工事着手届に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(設計確認通知)

第14条 市長は、前条の届出を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助対象工事の設計の確認をした旨を補助事業者に通知するものとする。

(工事完了届)

第15条 補助事業者は、補助対象工事を完了したときは、完了の日から起算して7日を経過した日又は令和8年3月13日までのいずれか早い日までに、完了届を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第16条 市長は、前条の完了届を受理したときは、現地調査を行い、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第17条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(適用除外)

第19条 この要綱により補助金の交付を受けて耐震改修工事を行った補助対象住宅については、この要綱等による補助金の交付を申請することができない。ただし、一段目耐震改修工事についてこの要綱による補助を受けた者が、当該補助対象住

宅に係る二段目耐震改修工事を施行するに当たりこの要綱等による補助金の交付を申請する場合にあつては、この限りではない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

	耐震改修工事	改修設計
調査	耐震精密診断	地盤調査
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理
総合判定において必要耐力（ Q_r ）を低減させることを目的とした工事	・ 地盤改良工事 ・ 屋根工事 ・ 木造躯体工事 （屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの） ・ 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・ 撤去部分の復旧工事	
総合判定において建物の強さ（ P ）の評価を向上させることを目的とした工事	・ 木造躯体工事 ・ 基礎工事（土工事を含む。） ・ 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・ 撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）	
その他の改修工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事	

別表 2（第 8 条関係）

種類		金額
耐震改修 工事に対 する助成 額	耐震改修工事 （一段目耐震改 修工事及び二段 目耐震改修工事 を除く。）	次に掲げる額の合計額 (1) 耐震改修工事費（耐震改修に附帯する工事を含 む。以下同じ。）に 25 分の 18 の割合を乗じて得 た額（その額が 103 万 5 千円を超える場合は、1 03 万 5 千円） (2) 改修設計費に 3 分の 2 の割合を乗じて得た額又は 耐震改修工事費に 25 分の 2 の割合を乗じて得た額 のいずれか少ない額（その額が 11 万 5 千円を超え る場合は、11 万 5 千円） (3) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 4 1 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額 （以下「所得税額の特別控除の額」という。）
	一段目耐震改修 工事	次に掲げる額の合計額 (1) 耐震改修工事費に 25 分の 18 の割合を乗じて得 た額（その額が 50 万円を超える場合は、50 万 円） (2) 改修設計費に 3 分の 2 の割合を乗じて得た額又は 耐震改修工事費に 25 分の 2 の割合を乗じて得た額 のいずれか少ない額（その額が 10 万円を超える場 合は、10 万円）
	二段目耐震改修 工事	次に掲げる額の合計額 (1) 耐震改修工事費に 25 分の 18 の割合を乗じて得 た額（その額が 45 万円を超える場合は、45 万 円） (2) 工事監理費に 3 分の 2 の割合を乗じて得た額又は 耐震改修工事費に 25 分の 2 の割合を乗じて得た額 のいずれか少ない額（その額が 10 万円を超える場 合は、10 万円）

		(3) 所得税額の特別控除の額
補助金の額	耐震改修工事 (一段目耐震改修工事及び二段目耐震改修工事を除く。)	耐震改修工事に対する助成額から所得税額の特別控除の額を控除した額
	一段目耐震改修工事	耐震改修工事に対する助成額
	二段目耐震改修工事	耐震改修工事に対する助成額から所得税額の特別控除の額を控除した額

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額を補助金の額とする。